

三重県プロモーション推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本県の豊かな地域資源を活用し、三重県の魅力を強力に発信するとともに、全庁を挙げて戦略的なプロモーションに取り組むため、三重県プロモーション推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 各部局の取組内容の共有に関する事
- (2) プロモーションの取組方針の策定に関する事
- (3) 全庁を挙げて共通して取り組むプロモーションに関する事
- (4) その他必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事及び危機管理統括監の職にある者をもって充てる。
- 4 副本部長は、政策企画部長の職にある者をもって充てる。
- 5 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(本部の長等)

第4条 本部長は、推進本部を総括する。

- 2 本部長代理は、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部長代理がその職務を代理する。
- 3 副本部長は、本部長及び本部長代理を補佐し、全庁のプロモーション推進にかかる調査、企画及び連絡調整の中心的役割を担う。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

- 2 推進本部には、必要に応じて部会を置くことができる。

(幹事会)

第6条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって組織する。
- 3 幹事長及び幹事は、別表2に掲げる者をもって充てる。
- 4 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。
 - (1) 推進本部に提案する事項

(2) 各部局等の施策について相互に調整を要する事項

5 幹事会には、必要に応じてワーキング部会を置くことができる。

(幹事会の運営)

第7条 幹事長は、会務を総理する。

2 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。

3 幹事会は、幹事長が招集し、幹事長が議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、政策企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年6月30日から施行する。

別表 1

本部長	知事
本部長代理	副知事、危機管理統括監
副本部長	政策企画部長
本部員	地域連携・交通部長
	地域連携・交通部南部地域振興局長
	環境生活部長
	農林水産部長
	雇用経済部長
	観光部長

別表 2

幹事長	政策企画部 プロモーション総括監
幹事	地域連携・交通部副部長
	地域連携・交通部次長（南部地域振興局）
	環境生活部副部長
	農林水産部副部長
	雇用経済部副部長
	観光部副部長